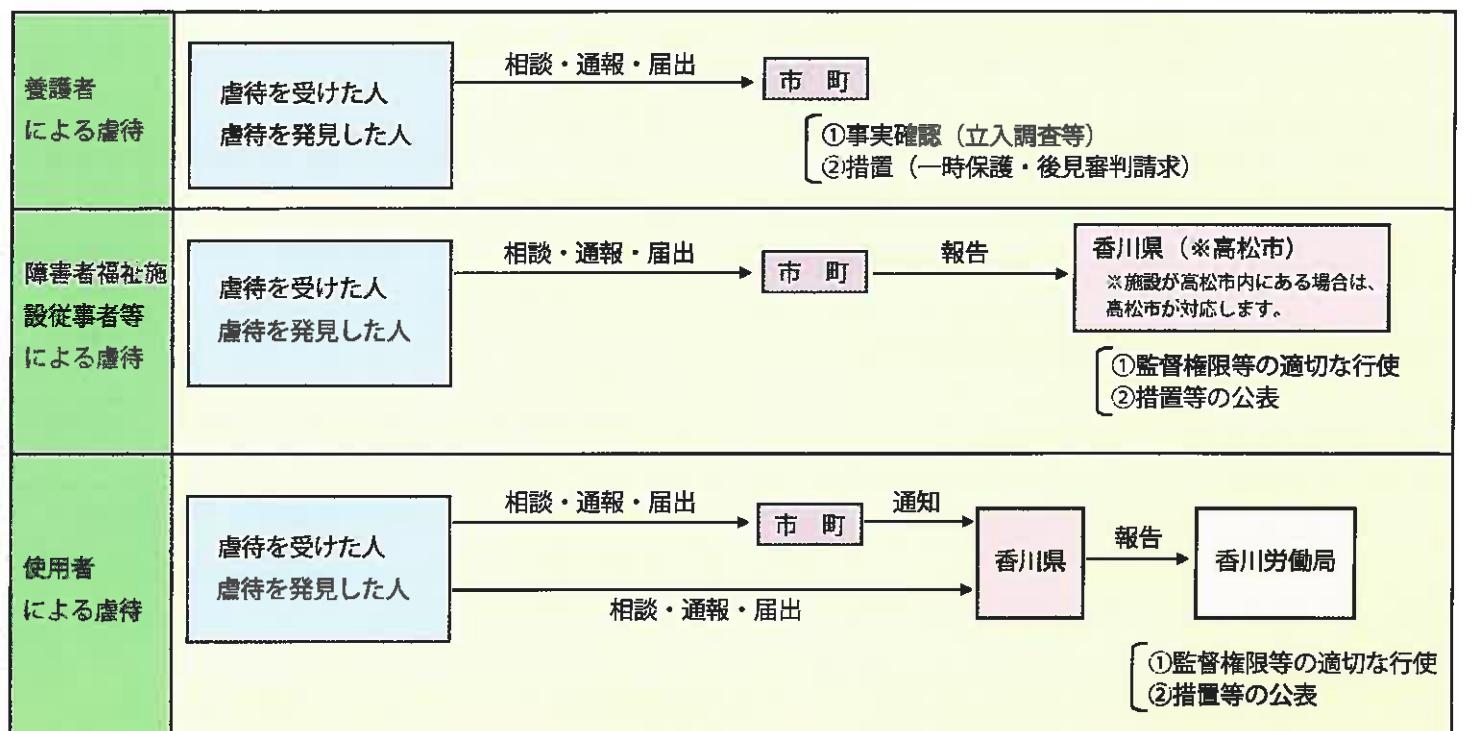


障害者虐待が発生した場合の対応の流れ



相談・通報・届出の窓口

平成29年4月1日現在

団体名	電話(平日 8:30~17:15)	電話(休日・夜間 17:15~8:30)
高松市障がい者虐待防止センター	087-839-2333	087-839-2258(守衛室)
丸亀市障害者虐待防止センター	0877-35-9176	0877-35-9176
坂出市障がい者虐待防止センター	0877-44-5007	0877-44-5007(守衛室)
善通寺市障害者虐待防止センター	0877-63-6339	0877-62-2121(守衛室)
観音寺市障がい者虐待防止センター	0875-23-3963	0875-23-3963(守衛室)
さぬき市障害者虐待防止センター	0879-52-2516	0879-52-2516
東かがわ市障がい者虐待防止センター	0879-26-1228	0879-26-1228
三豊市障害者虐待防止センター	0875-73-3015	0875-73-3015
土庄町虐待防止等ネットワーク協議会	0879-62-7002 0879-62-1234	0879-62-7002(宿直室)
小豆島町障害者虐待防止センター	0879-82-7038	0879-82-7038
三木町障がい者虐待防止センター	087-891-3304	087-891-3304
直島町虐待防止センター	087-892-2223	087-892-2223
宇多津町保健福祉課相談支援センター	0877-49-8028	0877-49-8003
綾川町障害者虐待防止センター	087-876-1113	087-876-1113
多度津町福祉保健課福祉係	0877-33-4488	0877-33-4488
琴平町障害者虐待防止センター	0877-75-6706	0877-75-6706
まんのう町障害者虐待防止センター	0877-73-0124	0877-73-0124(宿直室)
香川県障害者権利擁護センター	087-867-2696	087-862-8861

県・市町等の虐待対応をする職員には守秘義務があります。
安心して相談・通報・届出をしてください。

障害者を虐待から守る

～誰もが安心して暮らせる社会に～



虐待に気づいたら、相談・通報・届出を!!

障害者への虐待は絶対にあってはならないことです。虐待に気づいた人は、「市町障害者虐待防止センター」への通報義務があります。地域ぐるみでの早めの対応や支援が、虐待されている障害者やその家族などが抱える課題の解決につながります。

障害者虐待防止法を知っていますか？

「障害者虐待防止法（「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）は、障害者の権利や尊厳が虐待によっておびやかされることを防ぐ法律です。障害者の安定した生活や社会参加を助けるために、みんなで虐待防止に努めることを目的としています。

香川県

3種類の障害者虐待



①養護者によるもの

障害者の身辺の世話や金銭の管理などをしている家族や親族、同居人などによる場合。



②障害福祉施設従事者等によるもの

障害福祉施設や障害福祉サービス事業所で働いている職員などによる場合。



③使用者によるもの

障害者を雇用している事業主などによる場合。

障害者虐待の例



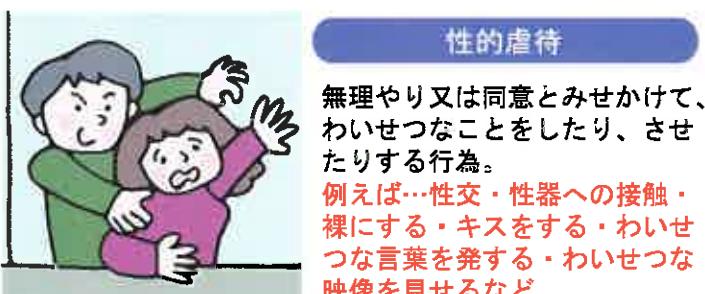
身体的虐待

暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛り付けたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為。
例えば…平手打ちする・殴る・蹴る・つねる・無理やり食べ物や飲み物を口に入れる・身体拘束など



放棄・放任（ネグレクト）

食事や排泄、入浴などの世話や介助をほとんどせず、生活環境や身体・精神状態を悪化させる行為。
例えば…十分な食事や水分を与えない・排泄の介助をしない・劣悪な住環境の中で生活させる・必要な医療や福祉サービスを受けさせないなど



性的虐待

無理やり又は同意とみせかけて、わいせつなことをしたり、させたりする行為。
例えば…性交・性器への接触・裸にする・キスをする・わいせつな言葉を発する・わいせつな映像を見せるなど



経済的虐待

本人を騙したり、同意なしに財産や年金などを使う行為。理由なく金銭を与えない行為。
例えば…年金や賃金を渡さない・本人の同意なしに預金などを処分・運用する・生活に必要な金銭を渡さないなど



心理的虐待

脅しや侮辱、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与える行為。
例えば…怒鳴る・ののしる・悪口を言う・仲間に入れない・子どもを扱いする・意図的に無視するなど



虐待は、ゼッタイダメ!!

障害者虐待発見チェックリスト

虐待されても障害者が自らSOSを訴えないことがよくあります。虐待が疑われる場合の「サイン」として以下のものがあります。

- 複数に当てはまる場合は疑いがそれだけ濃いと判断して下さい。
- ぴったり当てはまらないことやよく似た「サイン」も見逃さないで下さい。

1 身体的虐待のサイン

<input type="checkbox"/>	身体に小さな傷が頻繁にみられる (太ももの内側・上腕部の内側・背中・頭・顔・頭皮等)
<input type="checkbox"/>	お尻、手のひら、背中などに火傷や火傷の跡がある
<input type="checkbox"/>	「こわい」「嫌だ」と施設や職場に行きたがらない
<input type="checkbox"/>	傷やあざの説明のつじつまが合わない
<input type="checkbox"/>	手をあげると、頭をかばうような格好をする
<input type="checkbox"/>	自分で頭をたたく、突然泣き出すことがよくある
<input type="checkbox"/>	医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する また、話す内容が変化し、つじつまが合わない

4 ネグレクトのサイン

<input type="checkbox"/>	身体から異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍等がみられる
<input type="checkbox"/>	部屋から異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、ゴミを放置している
<input type="checkbox"/>	ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシーツ、濡れたままの下着
<input type="checkbox"/>	過度に空腹を訴える、栄養失調が見て取れる、よそではガツガツ食べる
<input type="checkbox"/>	病気やけがをしても家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない
<input type="checkbox"/>	学校や職場に出てこない
<input type="checkbox"/>	支援者と会いたがらない、話したがらない

5 経済的虐待のサイン

<input type="checkbox"/>	働いて賃金を得ているはずなのに貧しい身なりでお金を使っている様子がみられない
<input type="checkbox"/>	年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない
<input type="checkbox"/>	サービスの利用料や生活費の支払ができない
<input type="checkbox"/>	資産の保有状況と生活状況との落差が激しい
<input type="checkbox"/>	親が本人の年金を管理し遊興費や生活費に使っているようと思える

チェック!!!

チェック!!

チェック!

このページを

コピーして、

何度も

使ってね!!!

